

## 遺族年金請求時に必要な書類と書き方

手続きには次の書類が必要です。

(○印のものをご用意ください。)(相談受付 平成 年 月 日)

- 1 年金手帳(被保険者証)・基礎年金番号通知書……………(死亡された方・請求者)
- 2 年金証書・恩給証書……………(死亡された方・請求者)
- 3 戸籍謄本・戸籍全部事項証明書……………(死亡された方・請求者)  
(受給権発生日以降のもの)
- 4 住民票(生計維持証明)……………(請求者・世帯全員)  
(受給権発生日以降のもので世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの)
- 5 住民票の除票……………(死亡された方)  
(受給権発生日以降のもので世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの)
- 6 所得証明書・課税(非課税)証明書……………(請求者・子)  
(平成 年度[平成 年1月から12月までの所得])
- 7 死亡診断書(死体検案書等)(写しでも可)又は死亡届の記載事項証明……(死亡された方)
- 8 印かん(認印でも可)
- 9 年金加入期間確認通知書・農林共済組合員期間証明書(厚年等裁定用)……(死亡された方・請求者)  
(共済組合員であったことがある場合)
- 10 預金通帳又は貯金通帳(本人名義)……………(請求者)  
(年金請求書に「金融機関の証明」を受けた場合、通帳は必要ありません)
- 11 未支給年金・保険給付請求書(死亡届)
- 12 在学証明書・学生証……………(子)
- 13 健康保険被保険者証・共済組合員証……………(死亡された方・請求者・子)  
(扶養者・被扶養者を確認できるもの)
- 14 その他(係員の説明により提出を求められたもの)  
・医師の診断書 ・レントゲンフィルム ・身障者手帳 ・第三者行為事故状況届 ・交通事故証明書  
・年金受給選択申出書 ・加算額・加給年金額対象者不該当届 ・外国人登録原票記載事項証明書  
・住民票コード(住民票コードに関することは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください)

☆提出時期(平成 年 月 日)

**注1)** 年金請求時に必要な書類等は、請求される方により異なることがありますので、窓口等でご相談ください。

**注2)** ご本人以外の方がお越しになるときは、ご本人が署名捺印した「委任状」のほか、相談者の運転免許証など身分を確認できるものも忘れずにご用意ください。

**注3)** 上記1及び2についてはお手元に番号を控えていただくようお願いいたします。

**注4)** 住民票コードをご記入いただくことにより、毎年誕生月にご提出いただく「年金受給権者現況届」が原則不要になります。

年金請求書の記載上の注意書をよく読んで書き方にそってご記入ください。

## 書き方

この記入例は、老齢厚生年金を受けていた配偶者が亡くなられて、一緒に生活されておられた請求者(ご本人も老齢厚生年金を受けている)が、遺族年金の請求をされる場合が対象になります。☆請求される方の状況に応じて書き方がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

様式第105号

届出コード  
7 3 1

# 年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)

年金コード  
1 4 5

- のなかに必要事項を記入してください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
- フリガナはカタカナで記入してください。
- 請求者が自ら署名する場合には、請求者の押印は不要です。

これらは、年金額を決定するために基本となる項目です。年金手帳や被保険者証で確認してご記入ください。

※基礎年金番号が交付されていない方は、①、②の「基礎年金番号」欄は記入の必要はありません。

死亡した人	①基礎年金番号	2 4 1 5 1 2 5 6 9 0
	②生年月日	明・大(昭)平 2 0 0 9 月 2 0 日
氏名	(フリガナ) ネンキン タロウ	(氏) 年金 太郎
	性別	男(女) 1(2)
請求者	③基礎年金番号	2 4 7 9 1 1 2 3 4 5
	④生年月日	明・大(昭)平 2 1 0 2 月 1 5 日
氏名	(フリガナ) ネンキン ハナコ	(氏) 年金 花子
	⑤続柄	妻
	性別	男(女) 1(2)
	⑥住所の郵便番号	1 6 8 8 5 0 5
	⑦住所コード	スギナミ タカイド ニシ 3-5-24
	(フリガナ) 住所	杉並 市 区 高井戸西3丁目5番24号

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上あり、どこに記入すればよいのかわからないときは窓口にお申し出ください。

請求者ご本人が記入される場合は、押印は不要です。ご本人以外の方が記入される場合は、請求者ご本人の印を押してください。

## 住所

住所については、今後受け取る年金証書の住所となり、また、年金の受け取りに関する各種お知らせの送付先になりますので、正確にご記入ください。

☆政令指定都市の場合は、区からご記入ください。  
☆郡部の場合は、郡からご記入ください。

(例 ○○郡△△町)

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。

死亡した人	厚生年金保険	国民年金
	船員保険	
請求者	厚生年金保険	国民年金
	船員保険	

請求者の「③基礎年金番号」欄を記入していない方は、つぎのことにお答えください。(記入した方は、回答の必要はありません。)

過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。 ある ない

「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。

受取機関	⑧金融機関コード	銀行 年金 ⑨(フリガナ) タカイド 本店 ⑩預金通帳の口座番号
	1 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	金庫 信組 高井戸 出張所 1 2 3 4 5 6 7
(いずれかを選んで記入してください。)	⑪支払局コード	⑫貯金通帳の口座番号
	2 ゆうちょ銀行 (郵便局)	記号(左詰めでご記入ください。) 番号(右詰めでご記入ください。)
		ゆうちょ銀行(郵便局)の証明
		印

※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

氏名	生年月日	障害の状態	診
(フリガナ) (氏) (名)	昭平 5 7	障害の状態にある・ない	○
(フリガナ) (氏) (名)	昭平 5 7	障害の状態にある・ない	○
(フリガナ) (氏) (名)	昭平 5 7	障害の状態にある・ない	○

## 子

障害の状態を○で囲んでください。

生計を同じくしている子がいるときはご記入ください。  
○子が、18歳到達年度の末日(3月31日)までの場合、もしくは20歳未満で障害等級1級または2級に該当する場合だけです。  
なお、この場合は「⑬生計同一関係」欄への記入が必要です。

郵便番号は7桁でご記入ください。

## 受取機関

年金の受け取り先になりますので記入した後、金融機関の証明印を押してもらってください。または、窓口で預貯金通帳を持参して確認を受けることによって金融機関の証明にかえることができます。







⑩ 遺族厚生年金を請求する人は、下の欄の質問に答えてください。その結果、アからエのいずれかに「はい」と答えた人で、オまたはカについても「はい」と答えた人は、そのうち1つを選んでください。それにより裁定します。	選んだ記号を記入してください。	
ア 死亡したとき死亡した人は、厚生年金保険の被保険者でしたか。		1 はい・2 いいえ
イ 死亡の原因となった疾病または負傷が昭和61年3月31日以前の発生であるとき。 ○死亡した人が厚生年金保険(船員保険)の被保険者の資格を喪失した後に死亡したときであって、厚生年金保険(船員保険)の被保険者であった間に発した疾病または負傷が原因で、その知症日から5 受給資格期間を満たしていましたか。		1 はい・2 いいえ
カ 死亡した人が大正15年4月2日以後の生まれのとき。 ○死亡した人は老齢厚生年金または旧厚生年金保険(旧船員保険)の老齢年金・通算老齢年金の受給権者でしたか、または受給資格期間を満たしていましたか。		1 はい・2 いいえ
⑪ 死亡した人が共済組合等に加入したことがあるときは、下の欄の質問に答えてください。		
ア 死亡の当時は、共済組合等に加入していましたか。		1 はい・2 いいえ
イ 死亡の原因は、公務上の事由によりますか。		1 はい・2 いいえ
ウ 請求者は同一事由によって共済組合等から遺族給付を受けられますか。		1 はい・2 いいえ

## 生計維持

記入例のようにご本人が申立てを行った場合、同居の事実を明らかにできる住民票が必要になります。

生計維持・同一証明															
⑥ 生計同一関係	右の者は死亡者と生計を同じくしていたこと、および配偶者と子が生計を同じくしていたことを申し立てる。 (証明する) 平成 22 年 4 月 25 日 請求者 住所 杉並区高井戸西3-5-24 (証明者) 氏名 年金 花子		<table border="1"> <tr> <td>請求者</td> <td>氏名</td> <td>続柄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年金 花子</td> <td>妻</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	請求者	氏名	続柄		年金 花子	妻						
	請求者	氏名	続柄												
	年金 花子	妻													
(注) 1 この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。 2 この申立(証明)には、それぞれの住民票の写しを添えてください。															
⑦ 収入関係	1 この年金を請求する人は次に答えてください。い。		※確認印	*年金事務所等の確認事項											
	(1) 請求者(名:花子)について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	( )印	ア 健保等被扶養者(第三号被保険者)											
	(2) 請求者(名: )について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	( )印	イ 加算額または加給年金額対象者											
	(3) 請求者(名: )について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	( )印	ウ 国民年金保険料免除世帯											
2 上記1で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満となる見込がありますか。	はい・いいえ			エ 義務教育終了前 オ 高等学校等在学中 カ 源泉徴収票・非課税証明等											
(注)平成6年11月8日までに受給権が発生している方は、「600万円未満」となります。			平成 22 年 4 月 25 日提出												

請求者ご本人が申し立てる場合は、押印は不要です。第三者が証明する場合は、証明者の押印が必要です。

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要になります。

# 職 歴

記入された職歴が年金額の計算の基礎となる期間の調査資料になりますので、亡くなられた方が初めて年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。

事業所（会社）の所在地または、住所がくわしくわからないときでも、郡市区名まではご記入ください。

国民年金に加入していた期間は住んでいた住所のみをご記入ください。

電話番号は、記入された内容をお尋ねすることがありますので、必ずご記入ください。

請求者の自宅の電話番号 (● 03)-(3334)-(○○○○)

② 履 歴 (公的年金制度加入経過)  
※できるだけくわしく、正確に記入してください。

(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備 考
最初	杉並区高井戸西3-5-24	40・9・19から 44・9・9まで	①国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
2	山田建設(株)中央支店 中央区八重洲1-1	44・9・10から 12・9・19まで	1 国民年金 ②厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
3	杉並区高井戸西3-5-24	12・9・20から 17・9・19まで	①国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
4		・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
5		・ ・ から	1 国民年金 2 厚生年金保険	
12		・ ・ まで	2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
13		・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
(6) 死亡した人が最後に勤務した事業所について記入してください。 1 事業所(船舶所有者)の名称を記入してください。		名 称	山田建設(株)中央支店	
2 健康保険(船員保険)の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。		記 号	番 号	
		中央やま	1 2 3	
④ 死亡した人が退職後、個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。		1 は い ・ 2 <u>い い え</u>		
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金事務所(社会保険事務所)の名称を記入してください。				
その保険料を納めた期間を記入してください。		昭和 平成	年 月 日から	昭和 平成
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。		(記号)	(番号)	

力

千

勤務期間または加入期間がくわしくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までのようにご記入ください。

会社名だけでなく支店、工場等についてもご記入ください。

事業所(会社)の名称、所在地が変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか？  
もう一度お確かめください。

年金が決定された後に、年金請求書を提出された時点での記入もれの申し立てがありますと、既に支払った年金を調整する場合があります。もう一度年金請求書の記載内容をお確かめください。



## 年金の決定と支払い

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金の支払が行われます。

